

○愛媛県補助金等交付規則

平成18年3月31日規則第17号

愛媛県補助金等交付規則を次のように定める。

愛媛県補助金等交付規則

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) その他相当の反対給付を受けない給付金であって知事が定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
- (2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助事業者等及び間接補助事業者等の責務)

第3条 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が県民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行わなければならない。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、知事の定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に知事が定める書類を添え、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第5条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、その交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8条** 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内（知事が別に期日を定めたときは、その期日まで）に、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。（事情変更による決定の取消し等）
- 第9条** 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）
- 3 第7条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）
- 第10条** 補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。
- 2 間接補助事業者等は、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならない。間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあっては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。（状況報告）
- 第11条** 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。（補助事業等の遂行等の命令）
- 第12条** 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 知事は、補助事業者等が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を知事が指定する期日までにとらないときは、第17条第1項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにするものとする。（実績報告）
- 第13条** 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。（補助金等の額の確定等）
- 第14条** 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、補助事業等実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。（是正のための措置）
- 第15条** 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。
- 2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。（補助金等の交付）
- 第16条** 知事は、第14条の規定による補助金等の額の確定後において当該補助事業者等に補助金等を交付するものとする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、知事の定めるところにより、概算払又は前金払により補助金等を交付することができる。

(決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 第7条の規定は、第1項又は第2項の処分をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第18条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金)

第19条 補助事業者等は、第17条第1項の規定又はこれに準ずる条例若しくは他の規則の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとす。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

じゆん

4 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第20条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第4項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産の管理)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の財産のうち次に掲げるものを、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第6条第2項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産

(2) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

(3) 前2号に掲げるものの従物

(4) 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの

(5) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるもの

(帳簿書類の備付け)

第23条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを知事が定める期間保存しておかなければならない。

(立入検査等)

第24条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、

若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の決定のあった補助金等については、なお従前の例による。

(愛媛県農村地域工業等導入促進条例施行規則の一部改正)

3 愛媛県農村地域工業等導入促進条例施行規則(昭和48年愛媛県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は」の下に「、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか」を加える。

第14条の見出し中「補助又は」を削り、同条第1項中「補助金若しくは」を削り、同条第1号中「補助金の交付又は」を削り、同条第2号中「補助事業」を「助成対象事業」に改める。

第18条を第19条とする。

第17条の見出しを「(帳簿書類及び台帳の備付け)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次のように加える。

助成事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該助成対象事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(財産の管理)

第17条 助成事業者は、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 助成事業者は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成事業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が定める期間)を経過した場合は、この限りでない。

(愛媛県土木費補助規則の一部改正)

4 愛媛県土木費補助規則(昭和39年愛媛県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は」の下に「、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか」を加える。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条に次の1項を加える。

3 起業者は、事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

第19条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(財産の管理)

第19条 起業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 起業者は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、起業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が定める期間)を経過した場合は、この限りでない。

第20条を削り、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

○東温市補助金等交付規則

(平成22年12月16日規則第23号)

(目的)

第1条 この規則は、法令その他に定めるものを除くほか、市が交付する補助金等について、その交付手続等を定めることにより、予算執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金、交付金、助成金、奨励金又はこれに類するものをいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助金等の交付を受けて補助事業等を実施するものをいう。

(交付の要件)

第3条 補助金等は、市長が公益上必要があると認めた補助事業等に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

(補助事業者の責務)

第4条 補助事業者は、補助金等の交付目的に従い、誠実かつ適正に補助事業等を執行するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業等の実施前に市長に提出しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、参考となる書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請者の提出があったときは、これを審査し必要に応じて現地調査等を行い、補助金等の交付の可否を決定する。

2 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、指示又は条件を付すことができる。

(基準の策定)

第7条 市長は、前条の審査を公平かつ円滑に行うため、交付の基準をあらかじめ定めるものとする。

(交付の通知)

第8条 市長は、第6条の規定により補助金等の交付を決定したときは、申請者に対して速やかにその決定内容及び指示又は条件を付した補助金等交付決定通知書(様式第4号)により、通知する。

[第6条]

(補助事業等の変更等)

第9条 第8条の規定により補助金等の交付の決定を受けたものは、市長が定める軽微な変更の場合を除き、補助事業等の内容、事業費、財源、事業期間等の変更が生じたときは、補助金等変更承認申請書(様式第5号)により、補助事業等を中止し又は廃止しようとするときは、補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第6号)により、市長の承認を受けなければならない。

[第8条]

(変更等の承認)

第10条 市長は、前条に規定する補助事業等の変更、中止又は廃止等に係る承認申請の提出されたときは、これを審査し承認の可否を決定し、補助事業者に通知する。

- (1) 補助事業等の変更の場合は、補助金等変更承認通知書(様式第7号)により通知する。
- (2) 補助事業等の中止、又は廃止の場合は、補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により通知する。

(補助金等の交付時期及び方法)

第11条 補助金等の交付時期は、補助事業等が申請のとおり完了したことを調査確認した後とする。ただし、年間運営費補助金等、その他市長が特に必要があると認めたときは、当該補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 申請者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第11号)

- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を目的外に使用したとき。
- (3) 補助事業等の施行方法が不相当であると認められるとき。
- (4) 第6条第2項に規定する指示又は条件に違反したとき。

[第6条第2項]

- (5) 第12条に規定する報告を怠ったとき。

[第12条]

2 前項の規定は、補助事業等が完了した後も適用する。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により交付決定した補助金等の全額又は一部を取り消した場合において、取り消した交付決定に基づく補助金等が既に補助事業者に交付されているとき、又は完了した補助事業等に確定した補助金額を超えた補助金等の交付があったときは、交付決定を取り消された補助金等、又は確定した補助金額を超えた補助金等について、期限を定めて返還を命じるものとする。

（補助金の取消通知、返還命令）

第15条 市長は、第13条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消しにより、前条の規定による補助金の返還を命じるときは、補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第13号）により、確定した補助金等について前条の規定による補助金の返還を命じるときは、補助金等返還命令書（様式第14号）によるものとする。

[第13条]

（取得財産の処分）

第16条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又はその効用が増加したと市長が認める財産を、補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が承認した場合は、この限りではない。

（帳簿等の整備）

第17条 補助事業者は、補助事業等の施行に関する証拠書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の証拠書類、帳簿等を補助事業等が終了した後5年間は、保存しなければならない。

（検査等）

第18条 市長は、必要と認めるときは、補助事業等の関係書類を検査し、又はその執行状況について実地検査することができる。

2 補助事業者は、監査委員が必要と認めるときは、その監査を受けなければならない。

（適用除外）

第19条 市長は、当該補助事業等の特殊性その他の事由により、この規則を適用しないことが適当であり、かつ予算執行の適正化が確保されていると認める場合は、この規則の全部又は一部を適用しないことができる。

（様式の除外）

第20条 この規則に定める手続等が、指定する様式により難しい場合は、市長が別に定める様式によることができる。

（委任）

第21条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、東温市各種団体等補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第5条関係）

補助金等交付申請書

補助金等交付申請書

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

事業計画書

様式第3号（第5条関係）

収支予算書

収支予算書

様式第4号（第8条関係）

補助金等交付決定通知書

○新居浜市補助金等交付規則

平成9年4月1日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定その他補助金に係る予算の執行に関し必要な事項を規定し、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 市が市以外の者(個人又は団体)に対して交付する補助金、交付金、助成金及び利子補給金をいう。

(2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(3) 補助事業者 補助金等の交付を受けて補助事業等を実施する者をいう。

(交付の要件)

第3条 補助金等は、市長が公益上必要があると認めたもので、その事業を遂行するために補助金等を要するものにつき、予算の範囲内においてその必要な経費の全部又は一部について交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書(第2号様式)

(3) 前年度決算書又は決算見込書

(4) 工事の施工を伴う場合は、実施設計書及び図面

(5) その他市長が必要と認める書類等

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(平24規則3・一部改正)

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて実地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、交付する補助金等の財源の全部又は一部を国、県支出金その他特定収入に求める場合にあっては、当該収入が確定した後に関後の決定を変更することができる。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金等の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに補助事業者に対し、補助金等交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件によることができなるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更の承認等)

第9条 交付の決定を受けた補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく補助事業等計画変更、中止(廃止)申請書(第4号様式)及び変更収支予算書(第4号様式の2)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。ただし、補助金等の額に変更のないものについては、この限りでない。

(2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係

る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じなければならない。

(平10規則11・平24規則3・平30規則30・一部改正)

(交付変更決定の通知)

第10条 市長は、前条第3項の規定により補助金等の交付の決定を変更したときは、当該補助事業者に対し、補助金等交付変更決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(平24規則3・一部改正)

(補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者は、補助金等が交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、公正かつ効率的に使用されるよう補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(帳簿等の整備及び保管)

第12条 補助事業者は、当該補助事業等に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、保管しなければならない。

(報告の徴収及び命令)

第13条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の目的に従って完全に遂行されるように、当該補助事業者に対して必要な報告を徴収し、若しくは必要な命令をし、又は必要があるときは補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

2 市長は、前項のほか必要があると認めるときは、当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときは、市長が指定する期日までに補助事業等実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。第9条第1項第3号の規定に基づき補助事業等の中止又は廃止の承認を受けた場合も、同様とする。

(1) 収支決算書(第7号様式)

(2) 支払明細書

(3) その他市長が必要と認める書類等

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(平10規則11・平24規則3・一部改正)

(補助金等の確定)

第15条 市長は、前条第1項の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該補助事業等実績報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(第8号様式)により当該補助事業者に対し、通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について、準用する。

(補助金等の交付時期)

第17条 補助金等は、第15条の規定により確定した額を、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付手続の特例)

第18条 市長は、補助金等の交付の目的、補助事業等の内容その他の事由により、当該補助金等の交付手続が第4条から前条までの規定によりがたいと認めるときは、別に定めるところにより補助金等を交付することができる。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号のほか、補助事業等に関して補助金等の交付の内容及びこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく市長の命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後についても適用する。

3 第8条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(平24規則3・一部改正)

(補助金等の返還)

第20条 市長は、前条第1項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、当該補助事業者に対し、補助金等返還命令書(第10号様式)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度分以前の予算により支出負担行為の決定された補助金等に関しては、適用しない。

2 新居浜市補助金等の交付に関する規則(昭和43年規則第3号)は、廃止する。

附 則(平成10年4月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新居浜市補助金等交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に同規則第5条第1項の規定により交付の決定をする補助金等について適用し、同日前に改正前の新居浜市補助金等交付規則第5条第1項の規定により交付の決定をした補助金等については、なお従前の例による。

附 則(平成30年9月28日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新居浜市補助金等交付規則の規定は、平成30年度の予算に係る補助金等から適用する。

第1号様式

第1号様式(第4条関係)

<p style="margin: 0;">補助金等交付申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">新居浜市長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">申請者 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名 ㊟</p> <p style="margin: 0;">新居浜市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>			
補助年度	年度	補助金等の区分	
補助事業等の名称			
補助事業等の目的及び内容			
補助事業等の効果			
補助事業等の経費所要額	円	交付申請額	円
補助事業等の着手年月日	年 月 日 (予定)	補助事業等の完了年月日	年 月 日 (予定)
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 前年度決算書又は見込書 <input type="checkbox"/> 工事実施設計書 <input type="checkbox"/> その他()		
備考			

第2号様式

第2号様式(第4条関係)

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	前年度予算額	摘 要
	円	円	
計			

2 支出の部

区 分	予 算 額	前年度予算額	摘 要
	円	円	
計			

第3号様式

第3号様式(第7条関係)

補助金等交付決定通知書			
			第 年 月 日 号 月 日
住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名		様	
			新居浜市長 印
<p>年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、新居浜市補助金等交付規則第7条の規定により、通知します。</p>			
補助年度	年度	補助金等の区分	
補助事業等の名称			
補助事業等の効果			
補助対象金額	円		
交付金額	円	交付予定時期	
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を受けること。 2 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。 4 その他 		

第4号様式

第4号様式(第9条関係)

補助事業等計画変更、中止(廃止)申請書

年 月 日

新居浜市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名 ㊟

新居浜市補助金等交付規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	交 付 決 定 通 知 番 号	第 号
補 助 年 度	年度	補助金等の区分	
補助事業等の名称			
補助事業等の内容	変更前		
	変更後		
変更前補助対象金額	円	変更前交付申請額	円
変更後補助対象金額	円	変更後交付申請額	円
変更又は中止(廃止)の理由			
添 付 書 類			

第4号様式の2
(平10規則11・追加)

第4号様式の2(第9条関係)

変 更 収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	変 更 前 予 算 額	変 更 後 予 算 額	摘 要
	円	円	
計			

2 支出の部

区 分	変 更 前 予 算 額	変 更 後 予 算 額	摘 要
	円	円	
計			

第5号様式

第5号様式(第10条関係)

補助金等交付変更決定通知書			
			第 年 月 日 号
住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名 様			
			新居浜市長 印
年 月 日付けで変更申請のあった補助金等の交付については、次のとおり変更決定したので、新居浜市補助金等交付規則第10条の規定により、通知します。			
補 助 年 度	年 度	補 助 金 等 の 区 分	
補助事業等の 名称			
補助事業等の 効果			
変更前補助対 象金額	円		
変更前交付金 額	円	変更前交付 予定時期	
変更後補助対 象金額	円		
変更後交付金 額	円	変更後交付 予定時期	
交 付 条 件	1 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を受けること。 2 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。 4 その他		

第6号様式

第6号様式(第14条関係)

補助事業等実績報告書			
			年 月 日
新居浜市長 様			
申請者 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名			㊟
新居浜市補助金等交付規則第14条の規定により、次のとおり報告します。			
交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	交 付 決 定 通 知 番 号	第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 等 の 区 分	
補助事業等の名称			
補助事業等の施行場所			
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
補助金等の交付 決定通知額	円	補助金等の既 交付額	円
補助事業等の経 費精算額			
補助事業等の経 過及び内容			
添 付 書 類	1 収支決算書 2 収支明細書 3その他()		

第7号様式

(平10規則11・一部改正)

第7号様式(第14条関係)

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	摘 要
	円	円	
計			

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	摘 要
	円	円	
計			

第8号様式

第8号様式(第15条関係)

補助金等確定通知書			
			第 号 年 月 日
補助事業者 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名		様	
			新居浜市長 印
年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、次のとおり補助金等の額を確定したので、新居浜市補助金等交付規則第15条の規定により、通知します。			
交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	交 付 決 定 通 知 番 号	第 号
補 助 年 度	年度	補助金等の区分	
補 助 事 業 等 の 名 称			
補助金等の交付決定通知額	円		
補助事業等の経費精算額	円 (補助対象)		
補 助 率			
補助金等の交付決定額	円		
(交付決定通知額) - (交付決定額)	円		

第9号様式

第9号様式(第17条関係)

補助金等交付請求書			
新居浜市長		様	年 月 日
		補助事業者 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名	
		㊟	
新居浜市補助金等交付規則第17条第2項の規定により、次のとおり請求します。			
交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	交 付 決 定 通 知 番 号	第 号
補 助 年 度	年 度	補助金等の区分	
補 助 事 業 等 の 名 称			
補助事業の交付決定通知額			円
交 付 確 定 額			円
補 助 金 等 の 既 交 付 額	年 月 日交付	円	
	年 月 日交付	円	
	年 月 日交付	円	
	計	円	
今 回 交 付 請 求 額			円
未 交 付 額			円
添 付 書 類	1 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し 2 3		

第10号様式

第10号様式(第20条関係)

補助金等返還命令書			
			第 号 年 月 日
補助事業者 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名			
様			新居浜市長 印
新居浜市補助金等交付規則第20条の規定により、次のとおり返還を命ずる。			
返還すべき金額	円	返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由			
返 還 方 法			
交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	交 付 決 定 通 知 番 号	第 号
補 助 年 度	年度	補助金等の区分	
補助事業等の名称			
補助金等の交付 決定通知額	円	補助金等の 交付確定額	円
補助金等の 既 交 付 額	年 月 日	交付.....	円
	年 月 日	交付.....	円
	年 月 日	交付.....	円
	計	円